

物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領

(趣旨)

第1 この要領は、県が発注する製造の請負、物件の買入れその他（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。以下「物品購入等」という。）の契約の適正な履行を確保するため、県が行う入札参加停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(入札参加停止)

第2 会計局長は、物品購入等競争入札参加資格者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録された者（共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下「入札参加資格者」という。）又はその使用人が、別表第1-1、別表第1-2、別表第1-3、別表第2、別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該入札参加資格者について入札参加停止を行うものとする。

その際、長野県建設工事請負人等選定委員会（「長野県建設工事請負人等選定委員会要領」(昭和54年8月24日54監第230号)により設置)の承認を得るものとする。

2 部長等(財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第2条に定める部長等をいう。以下同じ。)は、物品購入等の契約のため指名又は入札を行うに際し、当該入札参加停止に係る入札参加資格者を指名又は入札参加させてはならない。当該入札参加停止に係る入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

(下請負(再委託)業者及び共同企業体に関する入札参加停止)

第3 第2第1項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責を負うべき下請負(再委託)業者があり、当該下請負(再委託)業者が入札参加資格者である場合は、当該下請負(再委託)業者について、元請負(受託)業者の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

2 第2第1項の規定により共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の入札参加資格者である構成員(明らかに当該入札参加停止について責任を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

3 第2第1項又は本条第1項の規定による入札参加停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について当該共同企業体が入札参加資格者である場合は、当該入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該共同企業体についても入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止の期間の特例)

第4 入札参加資格者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

2 入札参加資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における入札参加停

止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間（以下「短期加重措置」という。）とする。

- (1) 別表第1-1、別表第1-2若しくは第1-3、別表第2又は別表第3の各号の措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後2か年を経過するまでの間に、再度それぞれ別表第1-1、別表第1-2若しくは第1-3、別表第2又は別表第3の各号の措置要件に該当することとなったとき。（次号に該当する場合を除く。）
- (2) 別表第2第1号から第4号まで又は別表第2第5号から第9号までの措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後3か年を経過するまでの間に、再度それぞれ別表第2第1号から第4号まで又は別表第2第5号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき。
- 3 入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 入札参加資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、3か年を超えることはできない。
- 5 入札参加停止の期間中の入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。
- 6 入札参加停止期間が満了した入札参加資格者について、別表第2第9号に該当し、かつ、極めて悪質な事由が明らかになったときは、当初の入札参加停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加停止を行うことができるものとする。
- 7 入札参加停止の期間中の入札参加資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該入札参加資格者について入札参加停止を解除するものとする。
- 8 別表第2第5号及び第6号に該当する入札参加資格者のうち、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた入札参加資格者で、違反行為に係る事実の報告等を公正取引委員会に行っていた場合には、入札参加停止の期間の一部を免除することができる。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例）

第5 第2第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加停止を行う際に、入札参加資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、入札参加停止の期間を加重するものとする。

- (1) 県と締結した物品購入等の契約に関し、談合情報を得た場合、又は本県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、入札参加資格者が当該談合を行

っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、別表第2第6号、第8号、第9号に該当したとき。

- (2) 別表第2第5号から第9号に該当する入札参加資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第2第5号、第6号、第9号に該当する入札参加資格者について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し別表第2第5号、第6号、第9号に該当する入札参加資格者に悪質な事由があるとき。
- (5) 本県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し別表第2第7号から第9号に該当する入札参加資格者に悪質な事由があるとき。

（報告）

第6 部長等は、入札参加資格者が別表各号の一に該当すると認められるときは、遅滞なく様式第1号により、会計局長に報告するものとする。

（入札参加停止の通知）

第7 会計局長は、次の各号の措置を行ったときは、様式第2号により部長等あてに通知するとともに、様式第3、4、5号により入札参加停止を受けた者に対して遅滞なく通知するものとする。

- (1) 第2第1項又は第3の規定により入札参加停止を行ったとき。
- (2) 第4第5項の規定により入札参加停止の期間を変更したとき。
- (3) 第4第6項の規定により新たに入札参加停止を行ったとき。
- (4) 第4第7項の規定により入札参加停止を解除したとき。

（随意契約の相手方の制限）

第8 部長等は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ様式第6号により会計局長に協議し、承認を受けたときはこの限りでない。

2 会計局長は、前項に規定する承認に際しては、第2第1項に規定する委員会の承認を得るものとする。

（下請負（再委託）等の禁止）

第9 部長等は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者が物品購入等の契約の全部若しくは一部の下請負（再委託）業者となることを承認してはならない。

（入札参加停止に至らない事由に関する措置）

第10 部長等は、入札参加停止に至らない場合において、必要があると認めるときは、当該入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。ただし、入札参加停止措置の原因となる事実又は行為が施行日以前に発生したものについて、施行日以後にそのことが明らかになった場合は、この要領を適用するものとする。

2 「管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領の全部改正について（平成11年4月1日付け11管第35号）」は廃止する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月21日から施行する。

(別表第1-1) (第2関係)

契約不履行等に基づく措置基準

措 置 要 件		期 間
契約不履行等	1 県との物品購入等の契約を締結しないときで、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき	1か月以上12か月以内
	2 県との物品購入等の契約において粗悪品を納入又は業務を粗雑にしたとして、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき	
	3 県との物品購入等の契約において履行期限内に納品又は業務が完了しなかったときで、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき	
	4 その他正当な理由がなく県との物品購入等の契約を履行しないときで、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき	
	5 県以外の者が発注した物品購入等の契約に関し、前各号の一に該当し、県がその事実を知り、かつ、その内容が重大であると認められたとき	1か月以上6か月以内

(別表第1-2) (第2関係)

県内の粗雑工事等による県建設工事等入札参加停止に基づく措置基準

措 置 要 件		期 間
粗雑工事	1 県が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとして、県建設工事等入札参加停止処分を受けたとき	1か月以上6か月以内
	2 県以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもののうちその内容が重大であると認められるとして、県建設工事等入札参加停止処分を受けたとき	1か月以上3か月以内
契約違反	3 第1号に掲げる場合のほか、県が発注した建設工事等の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとして、県建設工事等入札参加停止処分を受けたとき	2週間以上4か月以内

(別表第1-3) (第2関係)

事故等による県建設工事等入札参加停止に基づく措置基準

措 置 要 件		期 間
損害事故 により生じた 安全管理措置不適 公衆	1 県が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとして、県建設工事等入札参加停止処分を受けたとき	1か月以上6か月以内

	2 県以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとして、県建設工事等入札参加停止処分を受けたとき	1 か月以上 3 か月以内
より生じた工事関係者事故 安全管理措置不適切に	3 県が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者、又は負傷者を生じさせたと認められるとして、県建設工事等入札参加停止処分を受けたとき	2 週間以上 4 か月以内
	4 県以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者、又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとして、県建設工事等入札参加停止処分を受けたとき	2 週間以上 2 か月以内

(別表第2) (第2関係)

贈賄、不正行為等に基づく措置基準

	措 置 要 件	期 間
贈	1 入札参加資格者又はその使用人が、県職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。	逮捕を知った日から起訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで
	2 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき (1) 入札参加資格者である個人又は入札参加資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） (2) 入札参加資格者の役員（執行役員を含む。）、又はその支店若しくは営業所（常時物品購入等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） (3) 入札参加資格者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	公訴を知った日から 8 か月以上 24 か月以内 6 か月以上 18 か月以内 6 か月以上 12 か月以内
	3 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 6 か月以上 18 か月以内 4 か月以上 12 か月以内 4 か月以上 8 か月以内
賄	4 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、県外の公共機関の職員に対し行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 4 か月以上 12 か月以内 2 か月以上 6 か月以内 2 か月以上 4 か月以内

措 置 要 件		期 間
独占禁止法違反行為	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第9号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 4か月以上18か月以内
	6 県又は県内の他の公共機関と締結した物品購入等の契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当と認められるとき	当該認定をした日から 6か月以上18か月以内
競売入札妨害又は談合	7 入札参加資格者又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号及び第9号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上24か月以内
	8 県又は県内の他の公共機関と締結した物品購入等の契約に関し、入札参加資格者又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上24か月以内
重大な独占禁止法違反行為等	9 県と締結した物品購入等の契約に関し、次の(1)、(2)に掲げる事由に該当することとなったとき（当該契約に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受ける場合に限る。） (1) 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（入札参加資格者である法人の役員若しくは使用人、入札参加資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。） (2) 入札参加資格者である法人の役員若しくは使用人、入札参加資格者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上36か月以内
虚偽記載	10 県が発注する物品購入等の契約に係る一般競争及び指名競争等において、競争入札参加資格審査申請書、入札参加資格確認資料、その他の調査資料及び提案書等の業者選定の資料等に虚偽の記載をし、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内

	措 置 要 件	期 間
不正又は不誠実な行為	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品購入等の契約の相手方として不適當であると認められるとき	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
	12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮刑以上の刑にあたる犯罪の容疑により、公訴を提起され、又は禁錮刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、物品購入等の契約の相手方として不適當であると認められるとき	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

(別表第3) (第2関係)

暴力団との関係に基づく措置基準

	措 置 要 件	期 間
暴力団関係	1 代表役員等、一般役員等が暴力団員であると認められるとき、又は暴力団又は暴力団員が入札参加資格業者の経営に実質的に関与していると認められるとき	当該認定をした日から 1年を経過し、改善されたと認められるまで。
	2 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格業者の経営に実質的に関与している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき	当該認定をした日から 3か月以上9か月以内
	3 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格業者の経営に実質的に関与している者が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき	当該認定をした日から 2か月以上6か月以内
	4 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格業者の経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき	当該認定をした日から 2か月以上6か月以内
	5 県が発注した物品購入等の契約の履行において、下請負(再委託)契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき	当該認定をした日から 2か月以上6か月以内

(様式第1号) (第6関係)

第 年 月 日
号

会計局長 様

部 長 等

報 告 書

物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領第6の規定により下記のとおり報告します。

記

1 物品購入等の契約の概要	契 約 内 容			
	納 入 場 所			
	契 約 金 額		納 入 期 限	
2 元請負(受託)業者	商号又は名称		登 録 番 号	
	代 表 者 名		登 録 年 月 日	
	所 在 地		入 札 参 加 等 級 区 分	
3 下請負(再委託)業者	商号又は名称		登 録 番 号	
	代 表 者 名		登 録 年 月 日	
	所 在 地		入 札 参 加 等 級 区 分	
4 措置要件該当行為の概要				

(様式第2号) (第7関係)

第 号
年 月 日

部 長 等 様

会 計 局 長

入 札 参 加 停 止 に つ い て (通 知)

このことについて、下記のとおり決定 (変更・解除) したので通知します。

記

商号又は名称		代表者名	
所在地			
登録番号		登録年月日	
入札参加等級区分			
入札参加 停止期間	年月日から 年月日まで (か月) ((変更後) 年月日から 年月日まで (か月)) ((解除年月日) 年月日)		
(入札参加停止の) (入札参加停止期 間の変更の) (入札参加停止解 除の) 理 由			
備 考	該当措置要件 別表第 第 号		

(様式第4号) (第7関係)

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

長野県会計局長

入札参加停止期間の変更について (通知)

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって貴社の入札参加停止を行った旨を通知したところですが、この度、下記のとおり当該入札参加停止期間を変更したので通知します。

記

1 従前の入札参加停止期間

年 月 日から 年 月 日まで (か月)

2 変更後の入札参加停止期間

年 月 日から 年 月 日まで (か月)

3 変更の理由

(様式第5号) (第7関係)

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

長野県会計局長

入札参加停止の解除について (通知)

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって貴社の入札参加停止
を行った旨を通知したところですが、この度、当該入札参加停止を解除したので通知
します。

記

- 1 解除年月日 年 月 日
- 2 解除の理由

(様式第6号) (第8関係)

第 号
年 月 日

会計局長 様

部 長 等

入札参加停止中の業者との随意契約について (協議)

物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領第8の規定により下記のとおり協議します。

記

商号又は名称		代表者名	
所在地			
登録番号		登録年月日	
入札参加等級区分			
入札参加 停止期間			
理由			
備考			